

令和8年2月13日

令和7年度 筑後川水系渇水調整連絡会 第4次渇水調整

I 渇水調整の背景

筑後川流域では、令和7年9月以降月間降水量が5ヶ月連続で平年値を下回っており、特に10月から令和8年1月の4ヶ月間の降水量は江川ダムが管理開始された昭和50年（1975年）以降で最小を記録し、平年の36%程度（113.7mm）にとどまっている。

現在、第3次渇水調整により取水制限の一層の強化を行うことで関係機関と合意を図り対策に取り組んでいるが、長引く少雨により令和8年2月12日時点で主要利水6施設の合計貯水量は15%程度と、ダムの貯水量は未だ減少の一途をたどっている。

今後、まとまった降雨が無ければ、主要利水6施設の枯渇が想定されるため、断水による市民生活及び社会経済活動等への影響を回避すべく、一層の渇水対策の強化が必要な状況である。

このような状況を受けて、福岡県及び佐賀県から筑後川水系渇水調整連絡会の開催要請があり、以下のとおり、各水利使用者間の総合的な水運用のため、第3次渇水調整に引き続き、今回、第4次渇水調整を行うものである。

II 渇水調整事項

1. 福岡県及び佐賀県は、久留米市や鳥栖市等水道事業者等に対し自主節水の継続を促すとともに、2月14日からは、同時期の実績取水量に対して福岡地区水道企業団は55%、福岡県南広域水道企業団は15%、佐賀東部水道企業団は10%の取水制限へ強化する。
2. 主要利水6施設の貯留水延命のため、福岡地区水道企業団は、引き続き山口調整池の貯留水を使用し、筑後川からの取水量を極力少なくするものとする。
3. 小石原川ダムの渇水対策容量1870万 m^3 のうち、取水制限の強化による都市用水の断水を回避することを目的として概ね300万 m^3 、瀬ノ下地点の河川流量を可能な限り確保することを目的として概ね600万 m^3 を、それぞれ活用することとする。なお、残容量については、以降の農業用水などに備え温存する。
4. 大山ダム直下の維持流量については、ダムの流入水と同量とする。
5. 関係機関は、筑後川に係る水の利用者に対して、なお一層の節水を促すよう啓発活動を強化する。